

報道関係 各位

電子CP法成立について

日本CP協議会
会長 榎原 稔

昨6月20日、第151通常国会において、「短期社債等の振替に関する法律(電子CP法)」が成立しました。施行は明年4月です。

このたび成立したペーパーレス電子CP関係の新たな法律は、まさに紙の有価証券や手形を前提にしてきた従来からの法概念を超える画期的なものであり、政官学民のパートナーシップのたまものであると言えます。

昨

年5月29日設立以来、当協議会は、日本のCP市場をそのインフラから見直し、より良い環境を作っていくながら市場全体の発展を目指すため、継続的に各方面への働きかけを行うなど、幅広く自主的活動を展開してきました。設立満1周年とほぼ同時に新法の実現をみることができましたのは、ひとえに各界関係者のご尽力とご協力によるものと、心より感謝申し上げます。

今回の立法措置は、「短期社債等の振替に関する法律」と「株券等の保管および振替に関する法律の一部を改正する法律」、および政省令として別途交付予定の「証券取引法上の短期社債に関する発行登録制度の改正」がパッケージになっており、これにより欧米のCPと同様のプログラム構造を持つ、より使い勝手の良い電子CPのための法制度インフラが形成されるものと期待されます。

電子CPの実現で、投資家、発行企業双方の利便性と安全性が飛躍的に増し、マーケット規模の広がりが期待できます。投資信託、年金などの新たな資金が流入する可能性も広がり、電子CPは市場型間接金融の重要なインフラの一つとなります。また、日々の資金繰りの調整弁として、企業の連結資金管理の効率化にも重要な役割を果たすことが期待されます。電子CPは、市場参加者に各種のコストとリスク削減の有効な手段を提供します。ちなみに、米国では電子化が定着した93年からの7年間で、CPの発行残高が0.5兆ドル台から1.5ミ1.6兆ドルへと、約3倍に伸びています。

ただし、今回の電子CP法実現は、目標の完全達成ではありません。むしろ重要な一里塚と考え、今後とも、関係先に対し、必要な提言や働きかけ、要請を精力的に行ってまいります。すなわち、

- 電子CPの印紙税が課せられないのは当然であり、現行の手形CPがその対象となっていない源泉徴収についても完全に適用除外とすべきものである。
- 今回対象とならなかった外国法人による電子CP発行(いわゆるサムライCP)についても、機会均等の観点から、早期に可能とすべきである。
- 電子CPも将来取引対象となる、複層構造の証券取引流通市場と証券決済制度の構築に当たっては、これらが国際的に通用するインフラとなるための必要な対応を至急行うべきである。

この他、

(1) 早急に必要となる、電子CPの振替決済機関の整備、および、関連の証券決済と資金決済のあり方の検討に関して、早期実施に向けて必要な提言や助言を行うとともに、

(2) 電子CPの普及促進、自主的市場ルールの形成、市場の秩序維持などをはかるための様々な取組みを通じて、電子CP市場の早期育成のために尽力します。

(3) さらに、電子CPの仕組みのうえに実現が可能な、本格的MTN市場の早期創設を視野に入れ、商法・社債法の改正をはじめとして、21世紀にふさわしい金融資本市場関連全般の法制度・税制・システムなど、必要なインフラ改革に関して、可能

な限りの助言や対応を行います。

以上

【日本CP協議会】

- ・会長 榎原 稔(三菱商事株式会社 代表取締役会長)
- ・副会長 宮内 義彦(オリックス株式会社 代表取締役会長兼グループCEO)
- ・会員企業 (50音順)
 - オリックス株式会社 新日本製鐵株式会社
 - 住友商事株式会社 東京電力株式会社
 - トヨタ自動車株式会社 日本電気株式会社
 - 株式会社日立製作所 日立キャピタル株式会社
 - 富士通株式会社 三菱商事株式会社
 - 株式会社 NTTデータ (以上11社)

本件に関するお問い合わせ先：
日本CP協議会 事務局 佐藤 元

TEL:03-3503-7671 e-mail: cfta@bpf-f.or.jp

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)

〒105-0001東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晩翠ビル5階

TEL03-3503-7671 FAX 03-3502-3740 cfta@bpf-f.or.jp